

前橋市公金管理ポリシー

第1 総則

1 目的

この方針は、前橋市が管理する公金について、国内外の金融環境の変化に応じて、柔軟かつ効率的な運用を行うため、その管理の原則及び方法を定めることを目的とする。なお、この方針中「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、企業会計資金、制度融資預託金及び一時借入金をいう。

2 基本原則

公金管理に当たっては、安全性の確保を最優先し、資金の流動性を常に確保した上で、公金運用の収益性に配慮し、効率性を追求する。

3 従事する者の責務

公金管理に従事する者は、扱う資金が公の財産であることを踏まえ、すべての公金管理に関する事項を判断、決定、実行するに当たり、法令及び本方針に定める諸要件を誠実に守らなければならない。また、日々変動する金融情勢等の把握に努めることも含め、善良なる管理者としての注意義務を怠ってはならない。

4 公金管理審査委員会の設置

公金の安全、確実かつ効率的な管理及び運用を図るため、庁内に前橋市公金管理審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

5 公営企業会計の資金管理及び運用

この方針は、原則として公営企業会計の資金管理及び運用についても適用する。

第2 公金管理に当たっての基準及び指針

1 公金の管理及び運用

- (1) 会計管理者及び同管理者の事務を補助する職員並びに市長等の事務を補助する職員は、公金の適切な管理及び運用を図るため、前橋市財務規則等に基づき収入及び支出の時期、金額の正確な把握に努める。
- (2) 歳計現金及び歳入歳出外現金は、支払準備金として、指定金融機関及び総括出納取扱金融機関の流動性預金で管理する。
- (3) 資金の効率的な運用と事務の軽減を図るため、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金を合同で運用できる。なお、運用に当たっては、確実性及び有利性を確保し、定期性預金のほか国債等で運用することができる。
- (4) 預金の運用に当たっては、運用金額及び期間を明確にした上で、運用対象金融機関に利率等を照会し、決定することができる。また、預金保険法の定める保険事故が生じた場合に預金債権と借入金債務の相殺を行うという方針から、原則

として借入金債務のある金融機関（以下「相殺可能金融機関」という。）に借入金の範囲内で運用する。なお、預金債権と借入金債務に変更が生じた場合には、速やかに会計管理者に報告する。ただし、特別の事情により、借入金の範囲を超えて運用する必要がある場合は、おおむね6か月以内の運用を、借入金に50億円を加えた額を限度として行うことができることとする。

2 一時借入金の管理等

- (1) 歳計現金の運用に当たっては、資金計画及び財源見通しを把握して収支の均衡を図ることとし、一時的に資金の不足が生じた場合には、基金からの繰替運用を優先し、それでも不足が見込まれる場合は、金融機関からの一時借入により調達することができる。
- (2) 基金の繰替運用は、繰替運用の可能な基金から運用する。なお、基金の繰替運用額を含む一時的な歳計現金の運用においては、原則として繰替額相当分の運用利息をそれぞれの基金に積み立てる。
- (3) 公営企業会計との間で一時借入を行う場合は、事前に会計管理者と公営企業管理者で協議を行い、借入額、借入期間及び借入利率について決定する。
- (4) 金融機関からの一時借入を行う場合、原則として見積合わせを行い、最も低利な利率を提示した金融機関から借り入れることができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、資金の調達において、債券の現先取引による方法が最も有利な方法と認められる場合は、これにより行うことができる。

3 基金の管理及び運用

- (1) 各基金に属する現金は、一元的に運用ができるものとし、原則として指定金融機関の普通預金口座において管理する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、各基金に属する現金は資金計画を策定した上で、その基金の性質に応じた適切かつ安全な金融商品を選択し、定期性預金で運用することができる。ただし、利回りの比較、期間、金額等により、債券での運用が安全かつ有利と判断される場合は、債券により運用できる。
- (3) 前項ただし書の規定により、債券での運用を行う場合は、「第3 債券運用に当たっての基準及び指針」の規定による。

4 預託金の管理

- (1) 各種制度融資の預託金については、制度融資が円滑に運営され、市内企業等の資金調達に支障が生じない範囲で、公金の安全性を最優先に制度融資取扱金融機関に預託することができる。なお、預託に関しては、各金融機関の決済用預金口座で管理する。
- (2) 制度融資預託を所掌する所属が預託を行ったときは、預託金額を会計管理者に報告しなければならない。

5 金融機関の選択

公金の運用先は、原則として前橋市が指定した指定金融機関を中心に指定代理、収納代理金融機関及び前橋市水道局が指定した総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関のうち相殺可能金融機関とし、次の基準を満たすものとする。

- (1) 自己資本比率が国際統一基準適用金融機関にあつては８パーセント以上、国内基準適用金融機関にあつては４パーセント以上であること。
- (2) 格付機関による格付が公表されている金融機関にあつては、原則として長期債の格付が投資適格等級であること。
- (3) 経営指標等の数値が、同規模の他の金融機関と比較して、著しく劣らないこと。

6 預金保険法の定める保険事故が生じた場合の対応

- (1) 金融機関より決算を始め経営状況を示す資料の提出を求めるなど、常に最新の情報を収集する。また、金融情勢及び金融機関の経営状況の把握並びに株価等の市場評価の分析等により、預金債権が借入金債務の相殺枠内にあるかどうかを絶えず確認するなど、不測の事態に迅速に対応できる体制の整備に努める。
- (2) 運用している金融機関に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当該金融機関から状況を聴取し、資金不足により財政運営に支障が生じないよう資金の借入等必要な措置を講ずる。

第3 債券運用に当たっての基準及び指針

1 債券運用の原則

- (1) 債券の購入及び運用に当たっては、副市長及び財政課と協議し、債券購入・運用計画を策定するとともに、経済・金融情勢を十分に見極め、確実かつ効率的な債券運用を行う。
- (2) 購入した債券は、確定した元本と利息の確保だけでなく、金利変動リスクへの最小限化と運用収益の最大化に努めた運用をしなければならない。
- (3) 債券の保管に当たっては、債券受払簿を作成して管理する。

2 運用方法

- (1) 購入する債券は、国債、地方債、政府保証債、特別な法律に基づいて設立された法人の発行する債券及び電力債とし、元本の償還及び利息の支払いが確実な債券とする。このため電力債にあつては一般担保が付与された既発債券に限る。
- (2) 購入する債券は、新発債、既発債を問わず、購入時の残存期間が３０年を超えない債券とする。
- (3) 購入する債券は、原則としてアンダーパー又はパーの価格で取得できる債券

とする。ただし、アンダーパー又はパーの債券の購入が困難な場合は、満期償還年度までの期間における受け取り利金が償還差損を上回る場合に限り、オーバーパーの債券を取得できる。この場合において、当該償還差損及び購入する場合に発生する経過利息は、当該債券の購入年度における基金の運用益を用いることができる。

(4) 債券は、次の場合に途中売却することができる。

①資金不足の発生その他特別な事情により債券を途中売却することが適切であると判断される場合

②売却益が単年度の利息収入を超える場合

③債券の買い替えにより運用収益の増大が見込める次の場合

ア オーバーパー及びパーの債券を売却する場合

イ 保有するオーバーパーの債券の売却益が保有するアンダーパーの債券の売却損を上回り、当該アンダーパーの債券と当該オーバーパーの債券を同時期に売却する場合

(5) 債券保有を行う基金の流動性を確保するため、必要があると認められる場合は、当該債券の保有継続の必要性から対象基金を変更することができる。

(6) 公営企業会計における債券の購入及び売却に当たっては、会計室と協議し、前各項に準じて行うものとする。

3 債券取得先

債券の取得先は、証券会社及び金融機関とし、次の基準を満たすものとする。

(1) 証券会社にあつては、県内に支店（営業所を含む。）があり、自己資本規制比率が140パーセント以上とする。

(2) 金融機関にあつては、「第2の5に規定する金融機関の選択」の基準に該当する金融機関とする。

4 債券取得先選定

債券取得先の選定に当たっては、公金の安全性、流動性及び効率性を確保し、かつ、その運用の効果の最大化を図るため、次に掲げる事項を踏まえて行う。

(1) 経営の健全性

① 経営の安定性

② コンプライアンスの取組と実行

(2) 信頼性

① 主体的かつ積極的な情報提供の頻度

債券市場及びこれに影響を与える社会経済の動き、予兆につながるおそれのある事象などの情報提供の主体性と積極性

② 情報提供内容に対する考え方の明示度

上記を示す情報・数値等の整理、見える化に向けての姿勢と対応度

③ 資金の公金性意識度

本市の債券運用に対する取組姿勢とその考え方

(3) 当該債券を保有することによる付加的有用性

① 現先取引の迅速性、容易性と経済性

② 中途売却に対する取組姿勢とその考え方

5 情報共有

債券の管理及び運用に当たっては、会計室は、財政課と定期的に担当者連絡会を開くなど、情報共有に積極的に努めなければならない。なお、当該連絡会は、必要があると認めるときは、関係職員や関係機関などの意見を聴くことができる。

第4 方針の見直し

この方針は、金融情勢の変化や公金のより適切な管理及び運用に対応していくため、必要に応じて見直しを行う。

第5 その他

この方針に定めるもののほか、公金の管理及び運用に必要な事項は、委員会で協議し、市長が定める。

附則

- 1 この方針は、平成31年2月26日から適用する。
- 2 従前の「前橋市公金管理運用基準（平成24年4月1日制定。平成26年4月1日及び平成28年4月1日改正）」「前橋市債券運用指針（平成24年4月1日制定。平成28年4月1日改正）」は、廃止する。

附則

- 1 この方針は、令和2年2月18日から適用する。
- 2 従前の「前橋市公金管理方針（平成24年4月1日制定）」は、廃止する。

附則

- 1 この方針は、令和3年2月17日から適用する。

附則

- 1 この方針は、令和4年2月9日から適用する。

附則

- 1 この方針は、令和5年2月10日から適用する。

附則

- 1 この方針は、令和7年4月1日から適用する。